

4.3 各事案の分類と今後の対応

(1) 各事案に関する分類の考え方

本フォローアップ調査については、戦後60年近くが経過し、情報が非常に限られている中、多くの関係者の方々の御協力により、保有、廃棄、発見、被災等の状況についての多数の情報が収集されたところであるが、こうした情報を集約した結果を、4.5のとおり、地域別に138（うち、陸域114、水域29、陸域と水域にまたがる5）の事案として取りまとめた。

これらの各事案については、フォローアップ調査において提供された情報を取りまとめたものであって、そのすべてが確実性の高い情報というわけではない。したがって、今後、毒ガス弾等による被害の防止のための対策を実施するためには、その基となる情報の内容に応じた分類をし、それぞれに適切な対応を講じることが必要となる。

そのため、各事案について、次の考え方にに基づき、類型化を行った。

陸域の事案（114事案）

- a 戦後の被災や発見、埋設、廃棄等といった、毒ガス弾等が現在も存在する疑いを積極的に示す内容や情報源の種類、情報の数（複数情報が一致するものか、単独の情報のみか等）からみた「情報の確実性」、
- b 具体的な対策の実施が可能かといった観点からの、提供された情報の「地域の特定性」、
等を勘案して、講ずべき対応との関係から、次の4つに類型化した。

A 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案（4事案）

- ・ こうした事案については、現地における、健康影響の未然防止の観点からの環境調査を実施するとともに、土地改変時の安全確保のための措置等を実施することが必要となる。

B 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は高いものの、地域が特定されていない事案（16事案）

- ・ こうした事案については、対応を行うべき地域を特定するた

めの、積極的な情報収集の実施が必要となるため、まず、現地周辺の重点的な情報収集を実施し、必要に応じて、地下水等の環境調査を実施することが必要となる。

C 地域は特定されているものの、毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は不十分である事案（21事案）

- ・ こうした事案については、現段階では、ただちに健康影響の未然防止の観点からの環境調査を行う状況にはないが、情報に関する事実関係を確認するために、現地周辺の情報収集を実施することが必要となる。なお、当該調査の結果、必要に応じて、地下水等の環境調査を実施することが必要となる。

旧軍問題等の知見を有する有識者等より、特に指摘を受けて、本類型に追加した事案もある。

D 前記以外の事案（73事案）

- ・ こうした事案については、現段階では特段の対応が必要であると判断する材料は存在しないため、今後とも、継続して関連情報の提供を受け付けることとする。

水域の事案（29事案）

水域の事案については、海洋24事案、河川2事案、湖沼3事案であるが、元来、海洋投棄が主要な処理方法の1つであったこともあり、海洋における廃棄、発見等について多くの情報が提供されているところである。

こうした水域の事案は、特に、通常の生活における被害防止を考慮すべき陸域の事案とは異なり、主として、漁業、船舶の航行、浚渫工事等といった水域の利用形態を踏まえた安全確保等の観点から、海洋、河川等各事案の状況に応じた対応を図ることが必要となる。なお、毒ガス弾等の水域におけるその他の影響については、必ずしも十分な知見を有していないため、なお、引き続き、調査検討することが必要である。

（2）各事案の具体的な分類と今後の対応

各事案について、上記（1）の考え方にに基づき、旧軍問題等の知見を有する有識者等による助言を得た上で判断した結果は、4.4の「フ

フォローアップ調査各事案分類結果一覧」のとおりである。これら138事案（陸域と水域にまたがる5事案を含む。）のうち、人の生活する陸域において、毒ガス弾等に起因する環境汚染に伴う健康被害が現に発生している等の切迫した事案で新たに判明したものはなかったところであるが、健康影響の未然防止のための環境調査を実施すべき事案（分類A）は4事案であった。また、対応を行うべき地域を特定するための積極的な情報収集が必要な事案（分類B）は16事案、ただちに健康影響の未然防止のための環境調査を実施すべき状況にはないが、情報に関する事実関係を確認すべき事案（分類C）は21事案であった。

なお、この分類については、今般のフォローアップ調査に対して提供された情報等に基づくものであるため、今後の現地における調査結果や追加で提供される情報によって変更することもあり得るものである。

今後は、政府と地方公共団体が緊密に連携し、政府全体として一体的に、こうした各類型の状況に応じた、適切な対策を講じていくことが必要であり、そのための取組方針を可能な限り、早急に決定する必要がある。